

令和5年3月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和5年3月結城市教育委員会定例会

○日 時 令和5年3月24日（金曜日）

○場 所 結城市役所 大会議室1

○出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
赤木信之委員
田中昌希委員

○教育委員会事務局

教育部長 飯田和美、
学校教育課長 大木博、指導課長 久下英彦、
生涯学習課長 斉藤伸明、スポーツ振興課長 宮本臣久、
学校教育課学務係長 小林洋一

1 付議案件

- (1) 議案第23号 学校医及び学校薬剤師の委嘱について <非公開>
- (2) 議案第24号 結城市結核対策委員会委員の委嘱について <非公開>
- (3) 議案第25号 結城市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
- (4) 議案第26号 結城市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の廃止について
- (5) 議案第27号 結城市学校給食費滞納整理等事務処理要項の一部を改正する訓令について

2 報告事項

- (1) 報告第32号 教育長報告について
- (2) 報告第33号 教育長職務代理者について
- (3) 報告第34号 結城市学校職員のハラスメント防止に関する要項について
- (4) 報告第35号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令について

教育長 続きまして、議案第25号 結城市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 6ページをご覧ください。

議案第25号 結城市教育委員会事務局処務規則の一部改正について。上記議案を提出する。

令和5年3月24日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

7ページにその改正文が載っております。

結城市教育委員会事務局処務規則の一部改正する規則とごさいまして、規則の一部を次のように改正する。内容として、学校再編係を小学校新設推進係に改めるというふうに書かれております。

8ページをご覧ください。

右側が現行の処務規則になっております。左側が改正案というふうな形になっておりまして、学校教育課、室として、給食センター、その横に現行では学務係、施設係、学校再編係とありますのを改正では、学務係、施設係、小学校新設推進係というふうに改めるものでございます。

こちらにつきましては、市の組織改編の一環として、この部分が変更になりますというふうな形での報告でございまして、本日ここに議案として上程するものでございます。

以上、説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

ご質問等がございましたらお願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、お諮りいたします。

議案第25号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手多数。

議案第25号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

◎議案第26号 結城市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の廃止について

教育長 続きまして、議案第26号 結城市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の廃止について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 10ページをご覧ください。

議案第26号 結城市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の廃止について。

上記議案を提出する。

令和5年3月24日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

こちらにつきましては、11ページのとおりでございますが、結城市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の廃止でございます。こちらは、今現在は行政機関個人情報保護法というものがございます。それに基づいて、教育委員会でも、教育委員会が所管する個人情報の保護規則というものをつくっておりました。その内容は、結城市でも個人情報保護条例というものがございまして、それに準拠しますというふうな内容でございました。

結城市においても、その個人情報保護条例というものを今回一部改正してございます。その理由としましては、今申し上げましたように、行政機関の個人情報保護法というものと民間の会社等が適用になる個人情報保護法、それから独立行政法人が適用となる独立行政法人等の個人情報保護法という3本の法律があったんですけども、今回、デジタル庁ができて、膨大な量のデータをやり取りするのに、民間と独立行政法人と行政機関がばらばらの法律で動いているというのは非常にいかなものかということで、国会の中で審議がされまして、個人情報保護法自体が変化されたことに伴い、今度、個人情報保護法というふうな中に、個人情報保護法という網を全体にかぶせる形になります。民間もその法律に倣うし、行政機関も倣う、独立行政法人もその中の個人情報保護法の網にかぶるという改正がございましたので、こちらを廃止しても、今度は直接法律の適用を受けるというふうな形でございますので、こちら個人情報保護法の結城市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止するもので、法律の施行日が令和5年4月1日でございますので、当然こちらの施行日も令和5年4月1日というふうな形で廃止をするものでございます。

以上、説明になります。

教育長

ありがとうございました。

ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第26号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手多数。

議案第26号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

◎議案第27号 結城市学校給食費滞納整理等事務処理要項の一部を改正する訓令について

教育長

続きまして、議案第27号 結城市学校給食費滞納整理等事務処理要項の一部を改正する訓令について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

12ページをご覧ください。

議案第 27 号 結城市学校給食費滞納整理等事務処理要項の一部を改正する訓令について。

上記議案を提出する。

令和 5 年 3 月 24 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

13 ページをご覧ください。

13 ページで、結城市学校給食滞納整理等事務処理要項の一部を改正する訓令とありまして、先ほど説明しましたのが全部ここについてくるんですけれども、結城市個人情報保護条例及び結城市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を個人情報の保護に関する法律、先ほど申し上げましたように、個人情報保護条例というものが今まで結城市では存在していましたが、それは全部法律の網をかぶるということから、その個人情報保護条例の部分を個人情報の保護に関する法律と、また、結城市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則という部分が結城市個人情報保護法施行条例というふうな形になりまして、法律の網はかぶるんですが、様式等を決めるのは市であったり、個人情報の公開を求められた場合に何日間のうちに必ず開示しなくちゃならないとかという規定を定めるものがこちらの結城市個人情報保護法施行条例でございますので、その部分が丸々変わっているために、ここを取り入れている、準用している、この結城市学校給食滞納整理等事務処理要項の個人情報保護法部分がこのように改正されるというふうな形でございます。

説明は以上になります。

教育長

ありがとうございました。

ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。法律とか条例で、なかなか難しい案件で本当に申し訳ございません。

(発言する者なし)

教育長

では、お諮りいたします。

議案第 27 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございました。挙手多数。

議案第 27 号については原案のとおり決定いたします。

議案は以上となります。ありがとうございました。

◎報告第 32 号 教育長報告について

教育長

続きまして、報告事項に移ります。報告事項は 4 件でございます。

報告第 32 号 教育長報告について、私から説明させていただきたいと思えます。

資料の 14、15 ページをご覧ください。

報告第 32 号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和5年3月24日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

15ページをご覧ください。

1番から4番まで、ざっと書かせていただきました。

1番は中学校の進路状況でございます。2次募集と書いてありまして、2次募集全員合格したという報告を受けております。昨日発表でした。

卒業式の参加についてですが、中学校では、結城中9人欠席、南中3人欠席、東中3人欠席、小学校では、結城小学校3人欠席、城南小学校5人欠席、結城西小学校2人欠席というふうになっています。コロナとか体調不良の児童へは、結城小学校、城南小学校におきましては3月29日、3月30日までに全部手渡しするというふうになっていると報告をいただいております。

3の定期人事異動のまとめにつきましては、この前、内示でも詳しい資料でお示ししたとおりでございます。退職者合計で12人、管理職登用が8人ということになります。登載残、今年度は教頭試験3人受かっていません。校長のほうで2人が合格し、2人とも登載残というふうになっております。管理職の異動としましては、市内からほかの学校ということが、そちらに書いてあるとおりでございます。行政職につきましては4人、ご覧の4人が異動になっております。新規採用者と英語のスーパーティーチャー1人を入れますと、合計で新規採用者21人、かなり多くなっております。というような配置になっております。

4番、その他につきましては、(1)令和5年度定期人事の辞令交付式ということで、詳しくは文書のほうでお示ししたとおりです。3月31日金曜日が退職、他市町村転出等の辞令交付式、午後2時から4階です。4月3日月曜日は新管理職と、他市町から転入、新採等辞令交付式が午後2時から1階の多目的スペースになります。

(2)番、令和5年度入学式、中学校が4月6日午後、小学校が4月7日金曜日の午前中ということで、これも通知のほうはお届けしてあるかと思えます。またご協力のほうよろしくお願ひします。

私のほうからは以上です。

質問等ございましたらお願ひします。

(発言する者なし)

教育長

またこの後、赤木委員がいらっしゃってからも、もしお気づきの点がございましたらまとめてご質問等いただければと思ひます。

では、報告第32号については終了させていただきます。

◎報告第33号 教育長職務代理者について

教育長

続きまして、報告第33号 教育長職務代理者について、事務局説明をお願いします。

学校教育課長

16ページをご覧ください。

報告第33号 教育長職務代理人について。

上記のことについて、下記のとおり報告する。

令和5年3月24日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

職務代理人として、今まで岩崎委員にお願いしていましたが、今年の3月31日までの期間というふうな形で行っていただきましたので、赤木委員に令和5年4月1日から令和6年3月31日まで職務代理人をとというふうな形になっております。

この職務代理人につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、ここに抜粋を書かせていただきましたが、教育長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめその指名をする委員がというふうになっておまして、教育長のほうから赤木委員というふうな形のお名前が上がりまして、今ちょっとお見えになっておりませんが、赤木委員さんのほうにも当然、お伝えして同意はいただいておりますことをご報告いたします。

以上、説明になります。

教育長

ありがとうございました。

ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、報告第33号については終了いたします。

◎報告第34号 結城市学校職員のハラスメント防止に関する要項について

教育長

報告第34号 結城市学校職員のハラスメント防止に関する要項について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

続いて17ページになります。

報告第34号 結城市学校職員のハラスメント防止に関する要項について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和5年3月24日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

18ページをご覧ください。

結城市教育委員会訓令として、結城市学校職員のハラスメント防止に関する要項を次のように定めるとして、こちら背景につきましては、文科省からも要請がありまして、ハラスメントに関する相談員を置いたり、解決のための施策を何か考えなさいよというふうな形で、このような要項をつくらせていただいているところでございます。

まず、こちらの要項作成の趣旨としましては、良好な職場環境の確保並びに教職員の利益の保護及び勤務能率の発揮を図ることを目的としております。こちらは第1条になります。

用語の定義が載ってまして、第2条に、第3号にセクシャルハラスメント、第4号にパワーハラスメント、第5号にモラルハラスメント、第6号に妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメント、第7号にその他

のハラスメント、今言ったものに該当しないもののほかの嫌がらせやいじめ、強制等により他の教職員の人格の否定や尊厳を傷つける言動を言うこと。総称してハラスメントと、こちらの要項では呼ばせていただくというふうなものが用語の定義になります。

まず、第3条で学校長の責務として、学校長は、教職員がその勤務能率を十分に発揮できるよう職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならないとしております。

第4条が教職員の責務になります。教職員は、ハラスメントが個人の尊厳及び名誉を不当に傷つけ、勤労意欲を低下させ、職場環境を害することを自覚するとともに、互いの人格を尊重し、他の教職員を職務遂行上の対等なパートナーと認め、ハラスメントをしてはならない。第2項として、教職員を監督する地位にある者、他の教職員を事実上監督していると認められる地位にある者で、学校長以外の教職員を言う、以下、管理監督者は、良好な職場環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

第5条では、研修を行いなさいよと。第6条につきましては相談員の設置ということで、学校長はハラスメント相談員を置く、ハラスメント相談員は、相談者が属する学校の管理職にある者、または学校長の指名する者となっております。

第7条で苦情相談の方法は何でもいいですよというふうなことが書かれていて、第8条に苦情相談の処理として、速やかに次に掲げる措置を取るものとして、第1号から第3号までがございます。

なお、これら相談を受けた場合は、第2項に、指導課長は相談員から報告を受けたときは、事実関係の調査等を行うとともに、また必要な関係機関と連携をするものとあります。

第9条では、対応の措置として、指導課長はハラスメントの事実が確認された場合は、こちら教育委員会のほうに報告しなければならない。重篤な場合は、こちらの定例の教育委員会等でご報告する形になると思います。

20ページです、第3号として、公正な事実関係の調査の結果、ハラスメント行為者が教職員である場合は、結城市教育委員会は任命権者である茨城県教育委員会に対し、当該調査結果報告をするものと。プライバシーの保護として、苦情処理の関係者のプライバシー保護を徹底することというふうな内容となっております。

こちらが結城市学校職員のハラスメント防止に関する要項のご説明になります。

以上となります。

ありがとうございました。

教育長

ご質問等ございましたらお願いします。

中村委員。

中村委員 いや、なかなか大変な世の中になってきたと思うんですけれども、これは結城市教育委員会訓令という中でのおさえですよね。これの上位規則みたいなものは何に当たるんですか。そういったものの具体的な名称ってありますか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 労働施策総合推進法になるかと思います。

中村委員 それは国が定めたものなんですか。

学校教育課長 はい。その法律の中で、パワーハラスメントの防止対策を行いなさいと言われております。

中村委員 これみんな学校の中でというのがね、意外と、これは指導主事も大変だし、校長も大変だし、それを指示された相談員も大変だし。こういったものは、そういうふうなものの中からということは、特に指示はないわけですよ。結城市ではそういうふうな、新たな組織をつくる云々といっても、これはね、ちょっと大掛かりになっちゃうからだと思うんですが、実際にこういうのは、もう本当は第三者なんだよね。じゃないと、なかなかこのハラスメント云々の問題が解決するのは難しいかなとは思っただけでも。あまり今、そういう状態に結城市の場合はきっとないだろうし、こういうのはないと思うんで、特に問題になることはないと思うんですが、これはなかなか大変な時代になったなという感じしますよね。

そういうことで1つ、訓令についてはそれであれなんですけど、実際、今、結城市内のこのハラスメントに直接該当する云々は別にしても、何かそういう事案というか、ちょうど今、年度末、年度初めにかけて、結構、職員なり、児童生徒なりの変化を是正するような、何かを改善するようないいチャンスだと思うんですけれども、何か、年度でそういう職員に関しての何かトラブルとかで問題視するようなものはありませんか。そういうのなければ、それはそれでいいんですけども。

教育長 久下課長、分かる範囲でもしお答えできれば。

指導課長 教育委員会のほうには、特にそういう事案として上がってきているものはないんです。恐らく学校の中での自浄作用じゃないですけども、教職員同士で話を聞いたり相談し合ったりして解決している部分が多々なんじゃないかなというふうに思います。全くないとは言い切れないとは思っただけでも、先生方ですので、自分たちで解決しているのかなというところはあります。

中村委員 先生方のね、何か成り手がいないということも多々言われる場面があって、やはり学校が働きやすい、できれば職員にとっても楽しい、そういう職場であるということが一つの条件になってくると思うんで。

実はこれ、私、卒業式で江川南小に行ったわけですけども、とにかくPTAの関係者の方も、校長さんはもちろん、子供たちがもう本当に学校

に来るのが楽しいって言っているという、そういうのがずっと言い続けられてきているんですね。だから、そういった学校づくりとか、環境づくりというのはすばらしいと思うんですね。だから、それは先生方もきっとね、楽しいんじゃないかと思うんです。

余計な話になってごめんなさいね。何かあちこち飛んじゃって申し訳ないんだけど、私、親子星空観察会というのを江川南小学校にちょっとお手伝いに行ったんだけど、とにかく総出で、先生方が一生懸命動いているんですね、楽しみにしていましたという。先生方にもそういう、子供だけじゃなくて、親だけじゃなくて、先生方にもそういうチャンスを与えるとか、そういうことができたという、そういう何かすばらしい取組みだったと思うし、それだけ学校がうまく回っているのかなという感じはしたんですね。卒業式のときの雰囲気もすばらしく、そういうことでよかったし、堂々と校長が言えるというのもまたすごいなと思ったし。だから、そういう学校がどこでもね、言えるようなそういうすばらしい学校が市内の学校だったらいいなというふうにならなかつたんですから。特別問題視するものがなければいいんですけれども。

教育長

赤木委員、すみません。今、報告第34号まで来ていますので、資料で言うと18、19ページあたりのところで、パワハラとかなんかのところで、赤木委員の経験で、そういう点でお困りになったということは何かありませんか。

赤木委員

率直に学校の問題なんかいろいろ、職員からのトラブルなんかも出てきている部分は多々あると思うんですが、やはり例えばこのハラスメントのことに关して考えてみても、害を加えるほうと加えられるほうというふうになりますよね、どんなハラスメントでもそうだと思うんですけれども。そういうやはり加える側の考え方をよく管理職なりが聞く、聞いて、是正すべきところはしっかりときちっと是正する。そういうふうな形で、やはり校長、教頭さんたちが積極的に関わるといことが大事になってくるのかな。校長室に入って事務を執るのももちろん大事なことです。職員室の中での先生方の動きを日頃から見ると、校長のほうから職員のほうに歩み寄れるような体制づくりも経営の一つの方法なのかなと思いますよね。そういうことがあれば、そういう校長先生方、教頭先生の研修の中で、そういうふうなお願いを全体にしていくということも大事になってくるのかなと思うんですね。

教育長

岩崎委員、どうですか。

岩崎委員

今回、これが決まって施行されてということで、今までは久下課長が言われたような形で、学校内で注意されていたということだと思うんですけれども。その中で、やはり今後、この定めの中で運用していくに当たっても、さっき中村委員さんが言われたように、相談員にしても、それから学校内の人に相談してという形で、そこから指導課長のほうにということであると、なかなかこれ、その中で、ちょっと見方を悪く言っちゃうと、従

来どおり内部でということになりがちになってしまうこともあるのかなど。それがちょっと私的には引っかかるかなというふうに思います。それがきちんと指導課長にその事案が上がってくるのであれば問題はないと思うんですけれども。その辺をちょっと考えていただく、ちょっと考える必要があるのかなって少し思うのと、それから、結城市ではないと思うんですけれども、学校長が、要するに学校のトップの人がハラスメントをした、そういうことをしたといった場合に、そうすると、今度は教員のほうは、なかなかそれを教育委員会のほうへって、なかなか行けないんじゃないかなと思うんですね。これいろんなニュースとかで見ると、そういうこともやはりあり得ると思うので、だから、その辺も含めて、ちょっとその辺、どうやったらその起きたことについてきちんとそれが教育委員会のほうに伝達されるかという。ここを少しもうちょっと考えていただけないかなと私的には思っているのですがいかがでしょうか。

教育長 田中委員さん、保護者の目から見て、学校でそういうのはどんなふうに感じますか。

田中委員 やはり先生方が楽しくないと、子供たちも学校楽しく来れないと思うので、そういうのはね、起きてほしくないと思います。私も、やはり中村委員とか岩崎委員がおっしゃっていたように、相談窓口を内部、学校内にすると、もし私が先生だったとしても、その管理職の相談員の先生とかに相談、実際できるかなって思ったので、もしかしたらちょっと難しいかもしれないし、もし相談したとしても、そこでね、うまく対応していただければいいんですけれども、何かこう流されてしまったり、何かそういった、なりかねないのかなと思うので、相談窓口は教育委員会のほうに置くとか、ちょっとそうしたほうがいいのかなんて私も感じました。

教育長 中村委員。

中村委員 例えば今、やはり田中委員さん、率直に言ってくれたし、岩崎委員さんもそうだけれども、何かね、難しいんですよ。きっと難しいなど。実際に職場で、ずっと維持していかない、そういう職場でそういったことがあったときに、いや、ちょっと自分もイメージしか持てないんだけど、具体的になかなか様々な形があったり、様々な感情が入り乱れたりしていて、かなり難しいと思うんです、改善とかをしていくというのは。それを、やはり外部とかに委ねるというのは、逃げるわけじゃないんだけど、非常にね、いい手だと思うんですよ。それで、私もったいないと思うのは、退職校長会なんです。例えば赤木委員は教育委員だからあれだけれども。相談業務をいろいろやってきたそういう経験のある方とかもいっぱいあるわけですよ。そういう事例をたくさん知っていらっしゃる。特に外部の例えばカウンセラーさんとかの、そういった方の力というのも大きいと思うんですけれども、身近にいるわけですよ。だから、そういった方に協力を仰ぐというのも、一つもハードル高いわけでも何でもないと思うんです。退職校長会の組織としての活性化も図れるんですよ。実際に退職

校長会の校長さん方も、現場で実際に教育指導している方もたくさんいるわけです。だから、そういったことをちょっと考えてみるのもいいのでは。外部にちょっと広げて、あるいは一般の方でもいいと思うんですよね。特別カウンセラーの資格を持っている、持っていないは関係なくて、そういったことをどこかの相談窓口で従事してきた方がいたとか。だから、そういった方であれば、かなり、私たちが何だかんだ類推するとか懸念するようなことよりも、そちらのほうが何かいいなという感じはするんですけれどもね。

もしそういうことが考えられるのであれば、おいおいそういうふうなことを見据えて進めてもらってもいいかなという感じはしたんで。

教育長

中村委員さんがおっしゃられたような退職校長会というのは非常にいい組織だと思うんで、スクールサポートのための予算も幾ばくか今回、教育委員会のほうで用意してありますので、そういうところでぜひまたご協力いただければなど、私も聞いていて、やはりそういう感じはしましたね。

中村委員

本当にね、いろいろ忙しくなっちゃうかもしれない。保護司をやっている方もいたり、本当にいろんなことをやっている方がいるので、使わない手はないと。

教育長

赤木委員。

赤木委員

今、本当に中村委員さんのおっしゃった、私もいい話だなと思って。私も今、退職校長会の幹事をやらせていただいているんですが、そういう形で、これからの事業の中にそういう学校サポート、子供たちへのサポートももちろんですけども、先生たちへのサポートをどういうふうにできるかということも先々含めて考えて、ちょっと校長会のほうに提案してみたいと思います。

教育長

ぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。

私も今、パワハラということで聞いていて、ずっとここ2年間見てきて、今度の4月4日の校長会で話さなきゃいけないなと思っていたところだったもんですから。というのは、指導とパワハラの狭間というのがどこにあるのかなということで、非常に難しいなと思うんですよね。やはり学校は、楽しい、何をもって楽しいというか、やはりその辺も曖昧になっていると思うんです。やはり私は、学校には厳しい輪というものが必要だと思っているんです。厳しさがなかったら、学校のこれはもうチームとして成り立たない。ゴルフやったり宴会をやって楽しい。じゃそれが本当に楽しい学校なのかって、私はそれをものすごく疑問に感じて、ここの指導課長を降りたときに、これは駄目だなと思って、結構自分に厳しく学校経営はしてきたつもりなんですけれども。だからそれを、そういう指導によって、先生方が、あ、これはパワハラだ、それはやはり違うと思うんですね。子供がいじめをやって、いじめというのはちょっとでも相手が苦痛だと思ったら、それはいじめだ、それとパワハラというのは、私はもう全然、似て非なるものであって、それはきちんと見なきゃいけないし、だから、そこで、

もしそんなことを先生方に、校長先生、それはパワハラですよと言われたときに、指導を手控えるのか。そうしたら指導できないと思うんですね。

だから、指導とパワハラの間というのがどこに持っていくのか。後でそれはもう、経営していけばそれは分かることかと思うんですけども、その辺のところをきちんと自覚して学校経営には、私は厳しい輪をもって取り組んでもらいたい。楽しいだけが学校ではないんだよ。当然、学校なんていうのは嫌なことのほうがいっぱいあるわけだから。その中で、じゃ充実した仕事ができるためにはどうしたらいいのかということをやはり考えていくべきなのかなって自分ではずっと思っています。申し訳ございません。

ありがとうございました。

◎報告第35号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令について

教育長

続きまして、報告第35号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令について、事務局説明をお願いします。

学校教育課長

22ページをご覧ください。

報告第35号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和5年3月24日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

まず、地方公務員法が今年の4月1日から改正されるものが施行されます。簡単に申し上げますと、再任用職員、定年を迎えてからもう一度雇用される職員の名称が定年前再任用短時間勤務職員というふうになるんですね。こちら、まず28ページをご覧になっていただければ分かるんですけども、結城市教育委員会準公金取扱規程というものがございます。どこがどう変わるかというと、非常に簡単なんですけど、教育委員会事務局職員、再任用職員というのが、今度は名称が変わって、定年前再任用短時間勤務職員というふうになりますので、これも4月1日から変わりますよというふうなものになります。

この準公金取扱要項と、その25ページにあります自家用車の公務利用に関する取扱要項、こちらをこの23ページにあります地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令で変更するというふうな形になるものがございます。

ここに施行日として、23ページの施行日としては、令和5年4月1日から施行するというふうな形になりますので、この公金取扱要項と準公金取扱規程と自家用車の公務利用に関する取扱要項のほうは、名称がこう変わったものを令和5年4月1日から施行する形になります。

非常に、再任用職員の呼び方が変わったというふうな形に基づいて要項が整理されるというふうにお考えいただければと思います。

説明については以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ご質問等あればお願いします。

中村委員。

中村委員

これ結局は、要項の中身は変わらないですね。

学校教育課長

言葉が変わるといふ。

中村委員

分かりました。

教育長

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

今日は法律とか規則がいっぱいで、何かいろいろとあまり言えないようなところがあって申し訳ございません。

では、ほかにご質問等がなければ、報告第35号については終了いたします。ありがとうございました。

以上で報告事項は全て終了します。

それでは、3月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時40分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員